

**倉敷市議会議員
おお もり ひで ゆき
大守秀行**

市議会だより
2016.6.30 No.11

発行責任者：大守秀行
〒710-8550
倉敷市玉島乙島7471番地
TEL:(086)525-2226
自宅:倉敷市中島1835-20



平成28年度6月議会トピックス

市長選挙後初の議会となった今議会では、計上を見送っていた新規事業費や建設事業費、市長公約に掲げている施策推進のための事業費に加えて、早期対応を要する三菱自動車工業株式会社関連の中小企業向け緊急融資制度の創設に必要な経費などを計上し、可決された。

一方、今議会でも私は一般質問に立ち、「安全・安心・躍動するまち倉敷」の観点から、防災、介護、障害者差別解消法関連の質問をしました。以下、私の質問と執行部答弁を中心に報告致します。



1. 防災について

質問1 南海トラフ地震が発生した場合の倉敷市の被害

答弁 市長 / 倉敷市では、最大で、死者数1,365人、全壊建物4,806棟、被災直後の断水人口317,000人、被災直後の停電軒数254,000軒と想定している。被害を最小限とするために、引き続き防災体制の強化、充実を図る。

質問2 災害に備えて備蓄している食料について

2-1. 倉敷市の食料備蓄数とアレルギー対応食品の現状、近隣の自治体などとの支援協定の状況は？

答弁 総務局参与 / 平成28年4月現在、カンパン、アルファ米など、約33,000食の備蓄をしている。食物アレルギー対応として、ミキサー粥、アレルギー対応アルファ米など、1,250食を用意している。災害時における物資供給策として、県及び県内各市町村のほか、全ての中核市と災害時応援協定等を締結、また、流通、小売り、農協、石油及びガスなど複数の民間企業等との間でも物資調達に係る協定等を締結しており、食料を始めとして生活必需品や燃料についても供給を受けられる体制としている。

2-2. 市民への食料備蓄に対するPR活動の現状と日常備蓄のローリングストック法という考え方について

答弁 総務局参与 / 家庭での備蓄の重要性につい

て、ホームページや広報紙、防災出前講座、市総合防災訓練などを活用し、水、食料など最低3日分の備蓄の要請をするなどPRに努めている。賞味期限が近いものから消費するローリングストック法は、備蓄食料を確保しつつ無駄なく備蓄できるため、有効な備蓄法として各家庭ができる防災対策の一つと考えている。



※ローリングストック法とは、各家庭において、レトルト食品やカップ麺など、賞味期限が長い食料を多めに買い揃え、古い順に消費し、その都度消費分を補充する方法。

質問3 倉敷市の本庁舎と各支所の耐震化の現状と今後の耐震化計画について

答弁 総務局長 / 災害時には、本庁舎は倉敷市災害対策本部として、7支所は地区本部として位置付けられている。災害対策本部を設置する本庁舎の高層棟は平成19年、地区本部となる支所のうち玉島支所は平成12年に耐震改修を行い、震度6強の地震にも耐えうる施設となっている。本庁舎低層棟、庄支所、茶屋町支所は耐震診断済だが、その後の度重なる耐震基準改定があったため、最新の耐震基準に沿った診断をする必要がある。まずは、本庁舎低層棟について、

この度の補正予算で診断に必要な経費を計上した。今後も庁舎の耐震化については、他の公共施設と同様、着実に進めていく。

質問4 倉敷市の住宅耐震化率

答 弁 建設局長 平成26年度で80%と国は推計。なお、平成28年3月改定の「倉敷市耐震改修促進計画」では、平成32年度末で耐震化率95%を目指していることから、今後も、本市における住宅の耐震化促進について市民への啓発活動などに努めたいと考えている。

質問5 内閣府実施の防災意識調査では、旧耐震基準住宅の居住者で耐震補強工事を「実施するつもりがない」という消極的な回答が東日本大震災後も増加している。旧耐震基準住宅の耐震化率向上への課題はどう取り組むのか。

答 弁 建設局長 市民の意識向上が極めて重要な

役割を持つ。そのため現在は、建築物の耐震化の必要性及び重要性について、広報紙やホームページ等より、市民に啓発するとともに昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の所有者に対しては、工事費用の一部補助により、市民の耐震化への関心を高めることに努めている。今後は各公共施設へのパンフレットの設置、広報紙への掲載、出前講座の実施等による啓発に取り組むとともに、木造住宅の耐震診断、補強計画及び耐震改修工事等の助成金制度について幅広く市民へ周知するよう鋭意努める。また、岡山県が平成28年度から木造住宅耐震改修工事の間接補助制度を廃止したことにより、改修工事を行う所有者の費用負担が従前より重くなってしまっており、県に対して間接補助制度の復活を強く要望する。



2. 介護予防・日常生活支援総合事業について

質問1 短期集中予防サービスモデル事業の「体力アップ健幸教室」の考え方、事業内容、スケジュールについて

答 弁 市長 先般の介護保険法改正により導入された「介護予防・日常生活支援総合事業」については本年3月から取り組みを開始した。要支援者の状態を改善する支援が重要であることから、今年度、リハビリテーション専門職等が3~6ヶ月間の短期間で集中的に働きかけ、自立支援策として「体力アップ健幸教室」を新たにモデル実施する。この教室については、リハビリテーション専門職が利用者の家庭を訪問し、風呂やトイレなどの生活行為の課題を把握した上で、家庭の生活環境の改善を図りつつ、教室においては自立に向けて教室に通う日以外にも自宅で行える機能訓練の実施や、低栄養傾向の利用者に対してそれを改善するため栄養面に配慮したレシピの提供や調理指導を行うことなど、利用者の個々の課題にあつた支援提供を目指す。今月に2法人を業務委託予定者として決定したところであり、今後、高齢者支援センター等を通じて周知を図り、7月中には教室が開始されるように準備を進めている。

質問2 高齢者の社会参加の場を増やし、充実を図ることが重要である。地域づくりを支援する生活支援コーディネーターを中心とした、サロンでの交流会などの充実はどのように図るのか？

答 弁 保険福祉参与 今年度から地域情報を収集

し、サロン等の活動支援や人材養成を行う等の役割を持つ生活支援コーディネーターを、倉敷市社会福祉協議会に新たに1名配置した。今年度は、社会参加が介護予防につながるとの考えの下、市と生活支援コーディネーターが連携しつつ、サロンなど地域で気軽に集まる場所が充実するような取り組みを進める。具体的には、これまで倉敷、水島、児島、玉島、船穂、真備の6地区で実施してきたサロン活動代表者を対象にしたサロン交流会について、生活支援コーディネーターが中心となって内容を強化し、それぞれの地区で老人クラブ関係者の参加を促すとともに、例えば、介護予防につながる体操を統一的なテーマとして決め、参加者が自分達のサロンで実施できるように、体操の仕方を指導するなど、日々のサロン活動の充実つながるような交流会の実施を検討している。さらに、サロン活動を中心に行っている方に活動内容を発表いただくこと等を通じて、高齢者が地域で活躍できる取り組みや地域での支え合い活動の理解を深めていくフォーラムを、2回計画しており、このような取り組みを通じて、高齢者が元気に活躍できる地域づくりを進める。



質問3 高齢者の社会参加を推進するため、高齢者の方が介護保険施設等でボランティア活動を行い、その実績に応じて貯まったポイントを換金できる「介護

支援いきいきポイント制度」について、本年度は、高齢者がボランティアを行う対象施設を、子育て支援施設等にも拡大する予定である。具体的な取り組みは?

答 弁 保険福祉局参与 元気な高齢者を増やすため、ボランティア活動等を通じて社会参加を推進していくことは重要であり、現在、「介護支援いきいきポイント制度」として、実績に応じて最大年間5千円までの換金を実施している。この制度について、今年度、多世代交流を進める観点から、ボランティア受入れ施設について、従前の介護保険施設等に加え、地域子育て支援拠点、児童館といった子育て支援施設へ拡大することとしている。来月からボランティア受入れ施設として、子育て支援施設からの申請を受け付け、早ければ9月から受入れ施設でのボランティア活動に対してポイント付与できる予定。

質問4 本市においても介護に携わる方の人材不足が指摘されている。中で、小田原市や武蔵野市の取り組みにもあるように、地域の方々を担い手として、養成する仕組みを推進してはどうか。

答 弁 健康福祉局参与 本市では平成23年度から倉敷市社会福祉協議会と連携しつつ、生活・介護支援センター養成講座を開催している。今年度からは新たにセンターとなった方のフォローアップ研修を行うなど内容の充実を図ることを予定している。さらに、認知症のことを知り、地域での見守りを進めるために養成している認知症センターについては、水島地区では昨年度からこれを発展させ、地域での実際の活動に参加し活躍していただく人材を「認知症マイスター」として養成する取り組みを、地域ケア会議を中心となって新たに開始している。本市としては、これらの取り組みを推進していくこと等を通じて、地域の中で高齢者の支援に関わる人材を増やし、地域ぐるみで介護予防や生活支援を行えるように努める。



3. 障害者差別解消法と障がい者雇用について

質問1 障害者差別解消法の説明と本市の取り組み状況およびPR

答 弁 企画財政局長 この法律では、障がいを理由とする差別解消の推進に関する基本事項や、行政機関及び事業者等における障がいを理由とする差別解消の措置等が定められている。主な内容としては、障がいのある方に対する不当な差別的取り扱いの禁止、市役所窓口における筆談、手話、絵カードを用いた意思疎通など、障がいのある方の個々の特性への配慮、いわゆる合理的配慮を行うことが求められている。

倉敷市では、府内9部署による検討会を設置し、国の方針に基づいて、職員が適切に対応するために



必要な要領(職員対応要領)の策定や、職員研修の実施等について協議を始めた。今後は、障がいのある方や関係者の意見も踏まえ、年度内に職員対応要領を策定し、職員研修の機会等を通じて全職員が適切に対

応でききるよう周知していきたい。PRについては、市民の皆さんに法の趣旨を理解していただくために、広報くらしき4月号、及び市ホームページに法の概要や趣旨を掲載した。今後は、人権啓発に関する研修会など様々な機会を活用して、継続的な周知・啓発活動に取り組む。

質問2 倉敷市における障がい者の雇用状況についての現状についてと今後の取り組みは?

答 弁 総務局長 本市の市長部局における障がい者雇用率は、平成27年では2.29%で不足数はゼロであり、法定雇用率は満たしている。行財政改革プラン2016において、平成31年度までに障がい者雇用率2.4%超えを目指しており、障がい者の雇用拡大については市として重要な取り組みと認識している。これまででも、身体障がい者を対象とした正規職員及び非常勤嘱託員の採用試験を実施し、雇用者数の増加に取り組んでいるが、想定外の退職等もあり、結果として法定雇用率を十分に上回る人数確保には至っていない。今後、身体障がいの方を対象とした職員採用試験を継続実施するとともに、新たに行財政改革プラン2016に掲げた知的・精神障がいの方の採用にも取り組み、引き続き雇用率向上に努める。

財政のあらまし

今回の補正予算は、当初予算を骨格予算としたことにより計上を見送っていた新規事業費や建設事業費及び市長公約に掲げている施策を推進するための事業費に加えて、早期取り組みが必要な課題に対応するための経費を中心に計上している。

歳出では、当初予算で計上を見送っていた新規事業費や建設事業費として新共同調理場整備事業費、新ごみ処理施設整備事業費、生活困窮者自立支援事業費等の単独公共事業費や下水道事業費の追加分を計上。また、市長公約の中から保育士確保対策事業費、民間保育所の老朽化に伴う建替を助成する経費、放課後児童クラブの定員増や施設の充実を図る経費、地域子育て支援拠点の新設に要する経費、学校・園生活支援員の増員に要する経費等を計上。このほか、三菱自動車工業株式会社関連の中小企業向け緊急融資制度の創設に要する経費、G7倉敷教育大臣会合において採択された「倉敷宣言」の実行に向けた具体策を検討するG7倉敷宣言推進会議を開催するための経費等計上。

歳入では、国・県などからの補助金や市債を計上したほか、財政調整基金により財源の調整をしており、この結果、一般会計では59億5,100余万円の増額となり、累計1,728億6,500余万円（前年度同期比94.8%）となった。

予算規模

(単位 千円)

区分	補正前の額	補 正 額	計	前年度同期比(%)
一般会計	166,914,043	5,951,403	172,865,446	94.8
特別会計	128,430,285	3,500,000	131,930,285	100.8
財産区会計	59,976	—	59,976	90.6
企業会計	54,395,470	48,900	54,444,370	105.2
合 計	349,799,774	9,500,303	359,300,077	98.4

皆さんのご意見や市政についてのご相談は、お気軽にお声掛けやお電話、
また、大守秀行ホームページ(<http://oomori-hideyuki.com>)及び
フェイスブックにてご連絡頂きますようお願い申し上げます。